

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁交発第49号
平成10年3月20日
警察庁交通局交通企画課長

都道府県交通安全活動推進センターの新規事業の運営について

都道府県道路使用適正化センターについては、道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号。以下「改正法」という。）において、その事業として、交通の安全に関する事項についての広報活動、交通事故に関する相談（以下「交通事故相談」という。）、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること等が加えられ、同センターを都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）に改組することとされた。

都道府県センターの事業のうち、改正法により新たに行うこととされた事業（以下「新規事業」という。）については、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、交通安全活動推進センターに関する規則（平成9年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、「道路交通法の一部を改正する法律等の施行について（依命通達）」（平成9年3月6日付け警察庁乙交発第1号）及び「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（平成9年3月19日付け警察庁丙交企発第26号、警察庁丙交指発第4号、警察庁丙都交発第7号、警察庁丙運発第6号）によるほか、次の事項に留意の上、その適正かつ効果的な運営が図られるよう都道府県センターの指導監督に努められたい。

記

法第108条の3第2項に規定される都道府県センターの事業のうち、新規事業の運営は、次に定めるところによるものとする。

第1 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動（第1号）

1 概要

交通の安全に関する広報活動を都道府県センターの事業としたものである。

2 具体的活動例

- パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、又はテレビ、ラジオ等を通じて、自転車の正しい乗り方、シートベルトの着用の推進、交通安全反射材の使用推進等と呼びかける。

3 留意事項

本号の事業は、基本的には、現在、都道府県交通安全協会として行っている交通安全に関する広報活動を継続すれば足りるものであるが、各都道府県警察においては、本号の広報活動が積極的に推進されるよう指導及び支援に努めること。

第2 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動（第2号）

1 概要

交通の安全についての啓発活動を都道府県センターの事業としたものである。

2 具体的活動例

- 地域住民を集めて、地域の交通事故防止に関する懇談会を開催し、当該地域における交通事故の特徴とこれを踏まえた運転方法について指導する。
- 老人クラブ等の会合において、高齢歩行者の事故の特徴と、これを踏まえた道路の通行の方法について指導する。

3 留意事項

本号の事業は、基本的には、現在、都道府県交通安全協会として行っている交通安全についての啓発活動を継続すれば足りるものであるが、各都道府県警察においては、本号の啓発活動が積極的に推進されるよう指導及び支援に努めること。

第3 交通事故に関する相談に応ずること（第3号）

1 概要

交通事故被害者、遺族等（以下「交通事故被害者等」という。）からの申し出により、交通事故相談に応じることを都道府県センターの事業としたものである。

2 具体的活動内容

交通事故被害者等は、交通事故により、身体的・経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、この交通事故被害者等に対する支援として、経済的被害の回復に関するだけでなく、カウンセリング等の精神的被害の回復に関する内容を内容とする交通事故相談を実施する必要がある。

そこで、交通事故相談に応ずる業務（以下「相談業務」という。）としては、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応ずるだけでなく、交通事故による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行うことをその内容とする。

3 職員（交通事故相談員）

(1) 規則において、相談業務には、次のいずれかに該当する者を従事させてはならないことが規定されている（第4条第1項）。

ア 「25歳未満の者」（第1号）

イ 「禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの」（第2号）

ウ 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者（エに該当する者を除く。）」（第3号）

エ 「法第108条の3第5項（同条第2項第3号に係る部分に限る。）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者」（第4号）

オ 「次のいずれにも該当しない者」

(7) 「交通事故に関する相談に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」(第5号イ)

「交通事故に関する相談に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」としては、例えば、次のような者としておおむね3年以上勤務した者が該当する。

- 都道府県交通安全協会又は地区交通安全協会における交通事故相談の担当者
- 警察署における交通事故捜査担当係
- 都道府県警察本部における交通事故相談窓口又は警察総合相談窓口の担当者
- 地方公共団体の設置する交通事故相談所、財団法人日本弁護士連合会、財団法人交通事故紛争処理センター、財団法人日本損害保険協会等の機関・団体における交通事故相談の担当者

なお、警察署における交通事故捜査担当係として勤務した後、都道府県交通安全協会における交通事故相談の担当者として勤務した者のように、交通事故相談に従事した経験が2回以上ある者は、当該2回以上の勤務期間が通算しておおむね3年以上であれば、「交通事故に関する相談に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」に該当する。

(イ) 「国家公安委員会が指定する交通事故に関する相談についての研修を修了した者」(第5号ロ)

「国家公安委員会が指定する交通事故に関する相談についての研修」としては、法第108条の3第2項第1号の規定により全国交通安全活動推進センターが行う研修を指定することを予定している。

(ウ) 「(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の交通事故に関する相談に関する技能及び知識を有すると認められる者」(第5号ハ)

「(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の交通事故に関する相談に関する技能及び知識を有すると認められる者」に該当する者としては、例えば、次のような者が該当する。

- 精神科の医師、カウンセラー等
- 弁護士

(2) 様々な相談内容に対応するため、相談業務は、交通事故相談の保険請求、損害賠償請求、示談、交通事故の精神的被害のカウンセリングに関して専門的知識を備えた職員を、それぞれ下表1から3までの区分ごとに確保して実施することが望ましい。

区分	職業・経歴
1	・ 都道府県交通安全協会の職員 ・ 元警察職員 ・ 地方公共団体の設置する交通事故相談所、財団法人日本弁護士連合会、財団法人交通事故紛争処理センター、財団法人日本損害保険協会等の機関・団体において、交通事故相談に従事していた経歴を有する者

2	弁護士
3	医師 カウンセラー

区分1の職員については、常勤職員として確保すること。ただし、相談業務に専従させる必要はなく、各都道府県の実情に応じ、他の業務と兼務をさせても差し支えない。

区分2の弁護士並びに区分3の医師及びカウンセラーについては、必ずしも常勤職員として確保する必要はなく、委嘱により確保しても差し支えない。この場合の交通事故相談の実施形態としては、「月に数回の「交通事故相談日」開催時に相談を実施してもらう」、「常勤職員等で対応できない案件で、専門家による対応が必要が生じた場合にのみ相談を実施してもらう」といったことが考えられる。

なお、これらの職員については、(1)で記述したとおり、規則において規定される要件を充たす者である必要がある。

4 施設・場所

相談業務を行うことができる場所を確保すること。相談者のプライバシーを確保するため、独立した部屋を確保することが望ましいが、相談に応ずる際に、その都度、部屋の一角を衝立等で区画して相談に応ずることとしても差し支えない。

5 資料

保険請求、損害賠償請求、示談等に関する法令集、カウンセリングに関する資料等、相談業務に必要な資料を整備すること。

6 留意事項

- (1) 相談業務は無償にて実施すること。
- (2) 相談業務は、基本的には、各都道府県交通安全協会が自主事業として行うことが望ましいが、都道府県警察、都道府県知事部局、市町村等が、都道府県センターに対し交通事故相談の業務を委託し、都道府県センターがこれらを法第108条の3第2項第3号の事業として行うことを妨げるものではない。
- (3) 各都道府県警察においては、都道府県センターの相談業務の円滑な実施が図られるよう、予算措置を含めた支援措置を講ずること。

第4章 運転適性指導（第9号）

1 概要

運転適性指導を行うことを都道府県センターの事業としたものである。

2 具体的活動内容

都道府県センターが行う運転適性指導は、都道府県公安委員会から委託を受けた停止処分者講習等の法定講習の一内容として実施する運転適性検査等とは別のものであり、各都道府県内に居住する高齢運転者等の任意の希望に応じて、ペーパー式運転適性検査、機械式運転適性検査機器、自動車等を使用して、自動車等の運転に必要な適性に関する調査を行い、これに基づく指導を行うものである。

都道府県センターにおいては、それぞれが保有する施設、資器材等の状況に応じて、ペーパー式運転適性検査、機械式運転適性検査（CRT型運転適性診断機器による検査等）又は自動車等を用いての検査を組み合わせ、運転適性指導を行うこと。

実施回数については、毎日行う必要はなく、各都道府県の実情に応じて設定した回数（月1回、週1回等）を実施すれば差し支えない。

3 職員（運転適性指導者）

規則において、運転適性指導の業務（以下「指導業務」という。）には、次のいずれかに該当する者を従事させてはならないことが規定されている（第4条第1項）。

- (1) 「25歳未満の者」（第1号）
- (2) 「自動車又は原動機付自転車の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者（(3)に該当する者を除く。）」（第2号）
- (3) 「法第108条の3第5項（同条第2項第9号に係る部分に限る。）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者」（第3号）
- (4) 「指導業務に使用する自動車又は原動機付自転車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されているものを除く。）でない者」（第4号）
- (5) 「次のいずれにも該当しない者」

ア 「運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」（第5号イ）

「運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」としては、例えば、次のような者としておおむね3年以上勤務した者が該当する。

- 都道府県交通安全協会における都道府県公安委員会の委託を受けた停止処分者講習等（運転適性指導を行うものに限る。）の講師
- 都道府県交通安全協会における運転適性指導を行う交通安全教育の担当者
- 都道府県警察における運転適性指導を行う交通安全教育の担当者
- 運転免許センターにおける取消処分者講習の講師
- 運転免許センターにおける運転適性指導を行う職員
- 指定自動車教習所における教習指導員
- 自動車安全運転センターにおける運転適性指導の担当教官
- 自動車事故対策センターにおける運転適性指導を行う職員

なお、運転免許センターにおける取消処分者講習の講師として勤務した後、都道府県交通安全協会における運転適性指導を行う交通安全教育の担当者として勤務した者のように、運転適性指導に従事した経験が2回以上ある者は、当該2回以上の勤務期間が通算しておおむね3年以上であれば、「運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者」に該当する。

イ 「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての研修を修了した者」（第5号ロ）

「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての研修」の詳細については、研修の指定がなされた後、別途通達する。

ウ 「ア又はイに掲げる者と同様以上の運転適性指導に関する技能及び知識を有すると認められる者」(第5号ハ)

「ア又はイに掲げる者と同様以上の交通事故に関する相談に関する技能及び知識を有すると認められる者」としては、例えば、次のような者が該当する。

○ 「性格等に関する運転適性検査の積極的活用方について」(昭和46年4月20日警察庁丙運発第2号、警察庁丙交企発第37号)で定める警察本部長の認定証の交付を受けている運転適性検査者

○ 自動車安全運転センターが実施する運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者

○ 警察庁、各都道府県警察等において、運転適性検査機器の開発、運転適性指導に関するマニュアルの作成、効果的な運転適性指導の在り方に関する調査研究等に従事する者

○ 全国交通安全活動推進センターにおいて運転適性指導に関する調査研究に従事する者

○ 大学等の研究機関、運転適性検査機器メーカー、自動車メーカー等において、運転適性検査機器の開発、運転適性指導に関する調査研究等に従事する者

4 施設・場所

運転適性指導を行う施設・場所については、常に確保しておく必要はなく、運転適性指導を実施する際に必要な場所を確保すれば足りる。この場合、施設等を借り上げて実施しても差し支えない。

5 資器材

2の運転適性指導の実施形態に応じ、以下の資器材を組み合わせて使用すること。

○ ペーパー式運転適性検査セット

○ 機械式運転適性検査機器(CRT型運転適性診断機器等)

○ 運転シミュレーター

○ 自動車等

6 資料

指導業務に必要な資料を整備すること。

7 留意事項

(1) 都道府県センターは、運転適性指導を受ける者から運転適性指導に要する実費程度の対価を徴収しても差し支えない。

(2) 指導業務は、基本的には、各都道府県交通安全協会が自主事業として行うことが望ましいが、都道府県警察、都道府県知事部局、市町村等が、都道府県センターに対し運転適性指導の業務を委託し、都道府県センターがこれらを法第108条の31第2項第9号の事業として行うことを妨げるものではない。

(3) 各都道府県警察においては、都道府県センターの指導業務の円滑な実施が図られるよう、予算措置を含めた支援措置を講ずること。

第5 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること（第10号）

1 概要

各種民間団体が行う交通安全活動を支援することを都道府県センターの事業としたものである。

2 具体的活動内容

幼児交通安全クラブ、交通少年団、交通安全母の会、地区交通安全協会、ディーラー協議会、ピザ等宅配業安全運転管理協議会、一般企業等の民間団体が自主的に行う交通安全教育、交通安全に関する広報啓発活動等を、職員の派遣、当該活動に有効と思われる資料、資器材、情報等の紹介及び提供、後援、協賛等によって支援すること。

3 職員

交通安全教育、交通安全に関する広報啓発活動等に関して支援活動を行うことができる専門的知識を備えた職員を養成・確保すること。

4 資器材・資料

各都道府県における必要性に応じ、交通安全教育、交通安全に関する広報啓発活動等の支援活動を実施するための移動交通安全教育車を整備することが望ましい。

また、他の民間団体が行う交通安全教育、交通安全に関する広報啓発活動等を支援する上で有用と思われる交通安全に関する映画、ビデオ、スライド、教本、交通安全教室用のミニ信号機等の資器材、交通安全教育指導者用の各種研修の機会を紹介・提供するために、必要なパンフレット、カタログ等を整備すること。

さらに、交通事故の発生状況に関する資料、交通安全教育に関するマニュアル等、他の民間団体に紹介・提供するための資料を整備すること。

第6 地域交通安全活動推進委員に対する研修（第11号）

1 概要

地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）については、改正法において、住民に対して交通安全教育を行うことがその活動として規定されたことから（法第108条の29第2項第1号）、従来からの推進委員に対する研修の内容に、推進委員の行う交通安全教育に関することを加える必要がある。

2 具体的活動内容

従来からの推進委員に対する研修の内容に、推進委員の行う交通安全教育に関することを加えること。

なお、推進委員の行う交通安全教育は、交通安全教育指針に従って行うとされていることから（法第108条の29第3項）、交通安全教育指針策定後に、当庁から交通安全教育指針についての資料を各都道府県警察に別途送付する。

3 講師

交通安全教育に関しての専門的な技能及び知識を備えた都道府県センターの職員及び部外講師により行う。講師としては、例えば、次のような者が考えられる。

- 都道府県センターの職員、全国交通安全活動推進センターの職員
 - 警察庁職員、都道府県警察職員、元警察職員
 - 教習指導員、元教習指導員
 - 学識経験者
- 4 資器材・資料

ビデオ、スライド、交通安全教育指針に関する資料、教本、交通事故の発生状況に関する資料等、推進委員の行う交通安全教育に必要な資器材・資料を整備すること。

第7 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること（第12号）

1 概要

前述のとおり、推進委員の活動として交通安全教育を行うことが規定されたことから、従来からの地域交通安全活動推進員協議会の事務についての連絡調整等に、推進委員の行う交通安全教育に関する連絡調整等を加える必要がある。

2 具体的活動内容

従来からの事業内容に、推進委員の行う交通安全教育に関する連絡調整等の事業を加えること。

3 資料

都道府県の区域における各地域の交通事故の状況に関する執務資料、交通安全教育に関するマニュアル等、推進委員の行う交通安全教育に必要な資料を整備すること。